

## 文教厚生常任委員会行政視察概要

令和元年8月6日（火）  
於 西東京市議会 第3委員会室  
午後1時～2時30分



### 1 調査の概要・説明……………市立けやき小学校長

#### 「PTA廃止の経緯と現状について」

けやき小学校は、平成13年4月に西原小学校・西原第二小学校が合併してできた市立小学校である。統合前の2校にはPTAが存在したが、統合後のPTAの運営を検討する中での感覚の違いからPTA発足には至らなかった。しかし、各学級や学年と保護者の連携窓口、また集団登校の子どもを守る組織が必要なため、保護者の自主的な組織として「学級委員会」「地区委員会」が作られた。その他月1回の授業公開や保護者会など、保護者が学校に来る機会があり、意思疎通に特に不便がなかった上、行事や学習補助のボランティアについても積極的に協力があったため、その後もPTA設置の動きはなかった。

変化があったのは、各委員会で印刷機をリースする必要性が出てきたときに、契約時の保護者の代表が不可欠となったときであった。予算管理の問題が生じ、平成21年度に「保護者の会を考える会」が発足した。議論の末、保護者全員が参加できる会で、新たな組織「保護者の会」を作ることが承認され、役員会や運営委員会が置かれ、年に1度の総会も開かれるようになった。

保護者の会とPTAとの相違点は、機能が最小限にとどまっている点と教員が参加しない点である。校長・副校長は相談役として出席するが、議決権はない。役員については、原則1年交代で、一度役員に就けば10年間免除され、妊婦や新1年生の保護者、ひとり親家庭の保護者についても免除され

るという配慮がなされている。この1年交代の運用は、毎年役員が変わるので自由度が高いという反面、引継ぎが上手くいかない場合が出てくるという課題も抱えている。

保護者の会という形態のメリットは、自主的な組織であるため保護者が協力的である点と、教員の時間の確保に繋がる点、会費が安い（年間800円）点である。保護者の積極的な協力を仰ぐため、校長は毎日ホームページを更新し、写真と文で子どもたちの様子や教育に関するトピックスを発信している。情報の共有が学校理解や協働に繋がると考えている。

## 2 主な質疑応答

問 P T Aに参加していないため他校やP T Aの上位団体との関わりや連携がないことによるデメリットは。

答 P T A連合会の会合の傍聴に行く保護者もいた。自主的に情報収集を行っている。確かにP T A連合会として教育委員会等に要望を行うことはできないが、P T Aがないことによる不利益を被らないよう、学校の設備の不満や要望等は学校を通じて教育委員会に意見が言えるように校長として配慮している。

問 保護者の会への加入は強制ではなく任意か。

答 基本は任意の団体ではあるが、新入生の保護者会での説明の際にはっきりと任意加入だという言い方は出来ていない。もう少し明確にすべきとのアドバイスをしている。加入率は、ほぼ100%。

問 加入率100%の秘訣は。

答 できる範囲で関われば良いという雰囲気がある。仕事による欠席にも寛容で、会合に乳児・子ども連れで参加しても誰も咎めないおおらかさがある。

問 けやき小学校を卒業後に入学する中学校にP T Aはあるか。

答 ある。しかし保護者の会での活動とさほど変わらないため、ギャップを感じて戸惑ったという声は聞かない。

問 地域のイベントの際、連合自治会などから動員がかかることはあるのか。

答 役員会や運営委員会で声をかけて参加者を募ることはある。 以上